

W. N. J. ニュースレター No.22

発行 ワークス・コレクティブ ネットワーク ジャパン Workers' Collective Network Japan 2004 09 20
東京都世田谷区赤堤 4-1-5 赤堤館 代表藤木千草 Tel 03-3325-3720 Fax 03-3325-7955

ホームページ: <http://www.wnj.gr.jp> Email info@wnj.gr.jp

W. N. J. 第 8 回総会開催

7月5日 WNJ 第8回総会が行われました。首都圏の埼玉、東京、ACT、千葉、神奈川の5団体に加え、北海道、福岡の遠路からの出席もありました。2号会員はかねてより WNJ へ加入の意思表示をしていたパラマウント製靴よりオブザーバー参加がありました。来賓として「ILO 駐日代表の堀内光子氏、市民セクター政策機構理事長の柏井宏之氏が出席して下さいました。議案はすべて可決され、2004 年度も盛りだくさんの計画で始動しました。4年に亘り WNJ の法制化運動を引っ張ってきた井瀧佐智子さんに変わり、新たに東京ワークス・コレクティブ 協同組合理事長の藤木千草さんが代表に就任いたしました。

をもっと増やしていくことも重要です。1年で達成できることではありませんが、今年度は改めて課題を整理し、新たな活動につなげていきます。公益法人の改革にも着目し、「出資できる非営利法人・届出だけの成立・非課税や優遇措置」を実現させましょう。

W. N. J. 代表に就任して 藤木 千草



コミュニティ・ビジネスや社会的起業といった言葉が多用されるようになり、市民が地域で事業を起し住みよいまちづくりに関わることが主流になりつつあります。

ワークス・コレクティブ は 20 年以上前からその実践を続けているわけですが、先駆的なだけに様々な課題をかかえています。ぴったり合う法人格がないこと・フラットな非営利事業の組織運営と経営・労働補償の問題など全国の力と知恵を合わせて解決していかなければなりません。ワークス・コレクティブ

2004 年度活動項目	活 動 内 容
ワークス・コレクティブ 法制化運動の推進	天野氏とロビー活動を推進する。 出資型非営利（協同）法人制度の成立の運動を行う。 それぞれの地域で市民条例について研究する。 「市民セクター政策機構と連携する。
ワークス・コレクティブ を増やす活動	ワークス・コレクティブ づくりを推進する。 ワークス・コレクティブ の働き方を行政、マスコミに向けてアピールする。 講師派遣のコーディネートする。
「WNJ 福祉ワークス・コレクティブ NPO 連絡会」や同業種同士のネットワークづくりを進める。 インターネットのメーリングリスト等を利用する。	
ワークス・コレクティブ と協同組合、企業、行政との協働（パートナーシップ、コレボレーション）のあり方について検討する。	
ワークス・コレクティブ のメンバーの労働保障、共済制度を研究する。	
広報活動	インターネットのホームページを充実させる。 ニュースレターを発行する。 生協、生産者、JAなどに積極的に広報活動を展開する。
活動の基盤作り	会員を増やす働きかけをする。 2号会員を増やす働きかけを行う。 賛助会員を増やす活動を行う 退任した運営委員によるサポーター制度をつくる。

ワーカーズ・コレクティブ法と公益法人改革 時代の流れを捉えて法制化運動の一步前進を！ 民法に出資型非営利法人制度を実現させよう！

WNJでは10年来ワーカーズコレクティブ法の実現に向けて運動をしてきました。私達が望む法律は「働く人の協同組合」という協同組合としての法律ですが、公益法人制度を規定した民法34条に関わる改正には密接な関係があります。今「公益法人改革」の一環として民法34条に関して『非営利法人制度』の中に『出資型非営利法人制度』を入れることが議論されています。7月5日の総会の後、出資型非営利法人制度を考えるフォーラムを開催しました。このフォーラムは5月15日に行われたシンポジウム「オルタナティブな社会的起業を目指して」のワーカーズ・コレクティブ版です。

井瀧佐智子さんは「出資型非営利法人制度」が突然出てきたのではない。ワーカーズ・コレクティブ法の法制化運動の過程で、時代の状況の中から一步でも前進できるものをつかみとって行きたいと、今日の出資型非営利法人制度の提案になったと説明した。藤木千草さんはワーカーズ・コレクティブ法の説明、法体系おける位置等の説明をした。浜辺哲也さんは公益法人改革の経緯について説明し今後の主な論点を挙げた。粕谷信次さんはフランスのモンブランの麓の町で行われた「社会的経済」の世界会議の報告をした。ヨーロッパでは協同組合、共済組合等、伝統的な社会的経済陣営に、新たな社会のニーズに応える連帯経済と呼ばれる新しい組織、日本のNPO陣営に該当するア

ソシエーションなどが大きくなり「社会的企業」として連携し、『グローバル経済』に対抗軸を作っていること、また国もEUも法制度をはじめ支援策があり、『人と人のグローバル化』を目指していること、日本との違いを感じた。「公益法人改革」に関しては、7月に「公益法人改革に関する有識者会議」で「拠出型（出資型）非営利法人制度」の合意がなされた。これから作成される「公益法人改革」の報告書に「出資型非営利法人制度」が記載されること、これから始まる政府税制調査会で、利益を分配しない非営利団体が非課税となるように働きかけていく必要がある。また公益性の判断基準はどういう機関で、誰が判断するのか等、上記に記載した「公益法人制度改革について主な論点」の課題に取り組み、全国のNPO団体、ワーカーズ・コレクティブ、協同組合、市民活動団体などが結束して、日本の市民セクターが発展し、地域が活性化されるような民法の改正の実現を図る必要がある。

公益法人制度改革について主な論点

- 1) 非営利法人は利益を分配しないのに、法人税を課税されるのか。
寄付や会費は出資と同様に法人税の課税対象から外すべきではないか。
- 2) 出資型の非営利法人について、きちんと規定されるのか。
- 3) 公益性の判断基準をどうやって作るのか。
不特定多数の利益とは？事業を列挙するのか？
数値基準を盛り込むのか？活動実績を求めるのか？
- 4) 公益性を判断する主体は誰か。
課税庁？行政機関？中立的な第三者機関？市民と裁判所？
- 5) 税制優遇の中身は何か、寄付税制は拡充されるのか

市民セクターの発展を促す公益法人改革を！ 「オルタナティブな社会的起業をめざして」(仮称)

5・15シンポジウム報告

A5版 48頁 定価 500円 発行ワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン(WNJ)

10月初旬発行予定(申し込みはWNJへ)